

**静岡県告示第209号の2**

令和2年3月18日、県議会の議決を経た令和元年度静岡県特別会計補正予算10件及び企業会計補正予算5件は、次のとおりである。

令和2年3月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 令和元年度静岡県公債管理特別会計補正予算

令和元年度静岡県の公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,310,146千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ462,277,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,975,000	△ 82,110	1,892,890
	1 財産運用収入	1,975,000	△ 82,110	1,892,890
2 繰入金		274,613,000	△ 828,036	273,784,964
	1 一般会計繰入金	183,305,000	△ 745,926	182,559,074
	2 基金繰入金	91,308,000	△ 82,110	91,225,890
3 県債		188,000,000	△ 1,400,000	186,600,000
	1 県債	188,000,000	△ 1,400,000	186,600,000
歳入合計		464,588,000	△ 2,310,146	462,277,854

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		464,588,000	△ 2,310,146	462,277,854
	1 公債費	464,588,000	△ 2,310,146	462,277,854
歳 出 合 計		464,588,000	△ 2,310,146	462,277,854

## 令和元年度静岡県自動車税等証紙徴収事務 特別会計補正予算

令和元年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ142,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,119,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		4,261,000	△ 142,000	4,119,000
	1 証紙収入	4,261,000	△ 142,000	4,119,000
歳入合計		4,261,000	△ 142,000	4,119,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰出金		4,261,000	△ 142,000	4,119,000
	1 一般会計繰出金	4,261,000	△ 142,000	4,119,000
歳 出 合 計		4,261,000	△ 142,000	4,119,000

## 令和元年度静岡県県営住宅事業特別会計補正予算

令和元年度静岡県の県営住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,992,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,218,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第2条 県債の変更は、「第2表 県債補正」による。



## 第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		4,120,681	△ 77,591	4,043,090
	1 使用料	4,120,681	△ 77,591	4,043,090
2 国庫支出金		2,603,803	△ 1,213,509	1,390,294
	1 国庫補助金	2,603,803	△ 1,213,509	1,390,294
3 財産収入		218,140	42,246	260,386
	1 財産運用収入	12,779	△ 6,328	6,451
	2 財産売払収入	205,361	48,574	253,935
4 繰入金		3,985,973	△ 439,241	3,546,732
	1 一般会計繰入金	1,173,000	0	1,173,000
	2 基金繰入金	2,812,973	△ 439,241	2,373,732
5 繰越金		1,000	231,413	232,413
	1 繰越金	1,000	231,413	232,413
6 諸収入		91,403	△ 318	91,085
	1 雑入	91,403	△ 318	91,085
7 県債		4,189,000	△ 535,000	3,654,000
	1 県債	4,189,000	△ 535,000	3,654,000
歳入合計		15,210,000	△ 1,992,000	13,218,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	県営住宅事業費	9,867,337	△ 1,942,308	7,925,029
	1 県営住宅管理費	3,513,733	△ 18,886	3,494,847
	2 県営住宅整備費	6,079,000	△ 2,197,000	3,882,000
	3 積立金	274,604	273,578	548,182
2	公債費	5,273,562	△ 47,643	5,225,919
	1 公債費	5,273,562	△ 47,643	5,225,919
3	予備費	69,101	△ 2,049	67,052
	1 予備費	69,101	△ 2,049	67,052
歳 出 合 計		15,210,000	△ 1,992,000	13,218,000

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	千円 2,808,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,808,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	千円 2,273,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,273,000			

## 令和元年度静岡県母子父子寡婦福祉資金 特別会計補正予算

令和元年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ81,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ532,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第2条 県債の変更は、「第2表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		13,000	△ 13,000	0
	1 一般会計繰入金	13,000	△ 13,000	0
2 繰越金		45,247	52,867	98,114
	1 繰越金	45,247	52,867	98,114
3 諸収入		528,753	△ 94,867	433,886
	1 預金利子	2	0	2
	2 貸付金元利収入	522,741	△ 96,071	426,670
	3 雑入	6,010	1,204	7,214
4 県債		26,000	△ 26,000	0
	1 県債	26,000	△ 26,000	0
歳入合計		613,000	△ 81,000	532,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金費		613,000	△ 81,000	532,000
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	608,000	△ 81,000	527,000
	2 諸費	5,000	0	5,000
歳 出 合 計		613,000	△ 81,000	532,000

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 26,000	普通貸借	無利子	政府の定める融資条件による。
計	26,000			



補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 0			
計	0			

## 令和元年度静岡県心身障害者扶養共済事業 特別会計補正予算

令和元年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,663千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ649,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		113,288	△ 13	113,275
	1 国庫補助金	113,288	△ 13	113,275
2 繰入金		121,391	74	121,465
	1 一般会計繰入金	121,391	74	121,465
3 繰越金		1	0	1
	1 繰越金	1	0	1
4 諸収入		422,320	△ 7,724	414,596
	1 預金利子	1	0	1
	2 雑入	422,319	△ 7,724	414,595
歳入合計		657,000	△ 7,663	649,337

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 扶養共済事業費		656,850	△ 7,663	649,187
	1 扶養年金費	652,695	△ 7,663	645,032
	2 諸費	4,155	0	4,155
2 予備費		150	0	150
	1 予備費	150	0	150
歳 出 合 計		657,000	△ 7,663	649,337

## 令和元年度静岡県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和元年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,429,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336,029,988千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		108,537,993	29,170	108,567,163
	1 負担金	108,537,993	29,170	108,567,163
2 国庫支出金		83,941,833	△ 30,513	83,911,320
	1 国庫負担金	65,854,893	△ 30,497	65,824,396
	2 国庫補助金	18,086,940	△ 16	18,086,924
3 療養給付費等交付金		7,383	135,894	143,277
	1 療養給付費等交付金	7,383	135,894	143,277
4 前期高齢者交付金		113,633,791	15,922	113,649,713
	1 前期高齢者交付金	113,633,791	15,922	113,649,713
5 共同事業交付金		299,517	0	299,517
	1 共同事業交付金	299,517	0	299,517
6 財産収入		77	150	227
	1 財産運用収入	77	150	227
7 繰入金		20,808,011	△ 62,964	20,745,047
	1 他会計繰入金	20,658,011	△ 62,964	20,595,047
	2 基金繰入金	150,000	0	150,000

8 繰越金		300,000	6,887,335	7,187,335
	1 繰越金	300,000	6,887,335	7,187,335
9 諸収入		71,395	1,454,994	1,526,389
	1 預金利子	200	△ 21	179
	2 雑入	71,195	1,455,015	1,526,210
歳入合計		327,600,000	8,429,988	336,029,988

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		5,389	△ 204	5,185
	1 総務管理費	4,599	0	4,599
	2 運営協議会費	790	△ 204	586
2 保険給付費等交付金		262,378,169	3,983,795	266,361,964
	1 保険給付費等交付金	262,378,169	3,983,795	266,361,964
3 後期高齢者支援金等		47,372,720	△ 65,843	47,306,877
	1 後期高齢者支援金等	47,372,720	△ 65,843	47,306,877
4 前期高齢者納付金等		191,629	△ 1,563	190,066
	1 前期高齢者納付金等	191,629	△ 1,563	190,066
5 介護納付金		16,923,449	△ 801	16,922,648
	1 介護納付金	16,923,449	△ 801	16,922,648
6 病床転換支援金等		300	△ 14	286
	1 病床転換支援金等	300	△ 14	286
7 共同事業拠出金		299,860	55,528	355,388
	1 共同事業拠出金	299,860	55,528	355,388
8 保健事業費		16,100	0	16,100
	1 保健事業費	16,100	0	16,100



9 基金積立金		77	150	227
	1 基金積立金	77	150	227
10 諸支出金		340,933	4,458,940	4,799,873
	1 償還金及び還付加算金	340,933	4,458,940	4,799,873
11 予備費		71,374	0	71,374
	1 予備費	71,374	0	71,374
歳出合計		327,600,000	8,429,988	336,029,988

## 令和元年度静岡県中小企業高度化資金 貸付事業等特別会計補正予算

令和元年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 350,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,686,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第 2 条 県債の変更は、「第 2 表 県債補正」による。

## 第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		477,414	△ 6,217	471,197
	1 一般会計繰入金	477,414	△ 6,217	471,197
2 繰越金		329,592	419	330,011
	1 繰越金	329,592	419	330,011
3 諸収入		2,286,584	△ 344,301	1,942,283
	1 預金利子	1	△ 1	0
	2 貸付金元利収入	2,286,242	△ 344,299	1,941,943
	3 雑入	341	△ 1	340
4 県債		1,943,410	△ 1	1,943,409
	1 県債	1,943,410	△ 1	1,943,409
歳入合計		5,037,000	△ 350,100	4,686,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業高度化等 事業費		2,898,339	△ 100,424	2,797,915
	1 中小企業高度化資 金等貸付金	2,430,538	0	2,430,538
	2 諸費	37,933	△ 1,881	36,052
	3 一般会計繰出金	429,868	△ 98,543	331,325
2 公債費		2,138,661	△ 249,676	1,888,985
	1 公債費	2,138,661	△ 249,676	1,888,985
歳 出 合 計		5,037,000	△ 350,100	4,686,900

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 1,943,410	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	1,943,410			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 1,943,409	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	1,943,409			

## 令和元年度静岡県林業改善資金特別会計補正予算

令和元年度静岡県の林業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ121,399千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		208,069	35,842	243,911
	1 繰越金	208,069	35,842	243,911
2 諸収入		162,931	△ 157,241	5,690
	1 預金利子	224	△ 221	3
	2 貸付金元利収入	112,705	△ 107,020	5,685
	3 雑入	50,002	△ 50,000	2
歳入合計		371,000	△ 121,399	249,601



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業改善資金費	208,990	△ 150,070	58,920
	1 林業改善資金貸付金	40,000	0	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000	△ 100,000	0
	3 諸費	12,978	△ 58	12,920
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,012	△ 50,012	0
	5 一般会計繰出金	6,000	0	6,000
2	予備費	162,010	28,671	190,681
	1 予備費	162,010	28,671	190,681
歳 出 合 計		371,000	△ 121,399	249,601

## 令和元年度静岡県清水港等港湾整備事業 特別会計補正予算

令和元年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ663,256千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,810,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		194,700	△ 140,700	54,000
	1 負担金	194,700	△ 140,700	54,000
2 使用料及び手数料		3,138,569	△ 50,652	3,087,917
	1 使用料	3,138,569	△ 50,652	3,087,917
3 国庫支出金		194,700	△ 140,700	54,000
	1 国庫補助金	194,700	△ 140,700	54,000
4 財産収入		291,198	1,647	292,845
	1 財産運用収入	291,198	1,647	292,845
5 繰入金		657,000	△ 370,000	287,000
	1 一般会計繰入金	83,000	0	83,000
	2 基金繰入金	574,000	△ 370,000	204,000
6 諸収入		108,833	23,553	132,386
	1 貸付金元利収入	24,816	0	24,816
	2 雑入	84,017	23,553	107,570
7 県債		2,844,000	△ 54,000	2,790,000
	1 県債	2,844,000	△ 54,000	2,790,000

8 繰越金		45,000	67,596	112,596
	1 繰越金	45,000	67,596	112,596
歳入合計		7,474,000	△ 663,256	6,810,744

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾事業費		4,711,259	△ 631,793	4,079,466
	1 港湾管理費	2,195,599	△ 157,693	2,037,906
	2 施設整備費	2,504,100	△ 474,100	2,030,000
	3 一般会計繰出金	11,560	0	11,560
2 公債費		2,733,896	△ 31,463	2,702,433
	1 公債費	2,733,896	△ 31,463	2,702,433
3 予備費		8,845	0	8,845
	1 予備費	8,845	0	8,845
4 災害対策費		20,000	0	20,000
	1 港湾機能施設復旧費	20,000	0	20,000
歳 出 合 計		7,474,000	△ 663,256	6,810,744

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 港 湾 事 業 費	1 港 湾 管 理 費	清 水 港 港 湾 管 理 費	38,000	167,000
	2 施 設 整 備 費	清 水 港 施 設 整 備 費	99,000	299,000

2 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 事 業 費	1 港 湾 管 理 費	田 子 の 浦 港 港 湾 管 理 費	17,000
	2 施 設 整 備 費	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	51,000
4 災 害 対 策 費	1 港 湾 機 能 施 設 復 旧 費	現 年 災 害 港 湾 機 能 施 設 復 旧 費	16,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 2,443,000	普通貸借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	70,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	89,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	222,000			
現 年 災 害 港 湾 機 能 施 設 復 旧 費	20,000			
計	2,844,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	2,438,000	普 通 貸 借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	30,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	80,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	222,000			
現 年 災 害 港 湾 機 能 施 設 復 旧 費	20,000			
計	2,790,000			



## 令和元年度静岡県物品調達事務等特別会計補正予算

令和元年度静岡県の物品調達事務等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ610,850千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,061,150千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		2,672,000	△ 610,850	2,061,150
	1 諸収入	2,670,796	△ 610,731	2,060,065
	2 雑入	1,204	△ 119	1,085
歳入合計		2,672,000	△ 610,850	2,061,150

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 集中管理費		2,672,000	△ 610,850	2,061,150
	1 集中管理費	2,672,000	△ 610,850	2,061,150
歳 出 合 計		2,672,000	△ 610,850	2,061,150

## 令和元年度静岡県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和元年度静岡県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和元年度静岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	( 計 )
1 総 配 水 量	265,137,840m <sup>3</sup>	△ 1,589,077m <sup>3</sup>	263,548,763m <sup>3</sup>
(ア) 柿田川工業用水道	36,666,759m <sup>3</sup>	△ 61,656m <sup>3</sup>	36,605,103m <sup>3</sup>
(イ) 富士川工業用水道	38,206,062m <sup>3</sup>	285,324m <sup>3</sup>	38,491,386m <sup>3</sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	136,157,348m <sup>3</sup>	△ 1,056,179m <sup>3</sup>	135,101,169m <sup>3</sup>
(エ) 静清工業用水道	19,287,286m <sup>3</sup>	△ 255,353m <sup>3</sup>	19,031,933m <sup>3</sup>
(オ) 中遠工業用水道	15,584,384m <sup>3</sup>	△ 8,386m <sup>3</sup>	15,575,998m <sup>3</sup>
(カ) 西遠工業用水道	13,104,328m <sup>3</sup>	△ 364,310m <sup>3</sup>	12,740,018m <sup>3</sup>
(キ) 湖西工業用水道	6,131,673m <sup>3</sup>	△ 128,517m <sup>3</sup>	6,003,156m <sup>3</sup>
2 1日平均配水量	724,420m <sup>3</sup>	△ 4,341m <sup>3</sup>	720,079m <sup>3</sup>
(ア) 柿田川工業用水道	100,182m <sup>3</sup>	△ 168m <sup>3</sup>	100,014m <sup>3</sup>
(イ) 富士川工業用水道	104,388m <sup>3</sup>	780m <sup>3</sup>	105,168m <sup>3</sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	372,015m <sup>3</sup>	△ 2,886m <sup>3</sup>	369,129m <sup>3</sup>
(エ) 静清工業用水道	52,698m <sup>3</sup>	△ 698m <sup>3</sup>	52,000m <sup>3</sup>
(オ) 中遠工業用水道	42,580m <sup>3</sup>	△ 23m <sup>3</sup>	42,557m <sup>3</sup>
(カ) 西遠工業用水道	35,804m <sup>3</sup>	△ 995m <sup>3</sup>	34,809m <sup>3</sup>
(キ) 湖西工業用水道	16,753m <sup>3</sup>	△ 351m <sup>3</sup>	16,402m <sup>3</sup>
3 給 水 工 場 数	349か所	△ 8か所	341か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所	0か所	4か所

(イ) 富士川工業用水道	11か所		0か所	11か所
(ウ) 東駿河湾工業用水道	98か所	△	3か所	95か所
(エ) 静清工業用水道	74か所	△	1か所	73か所
(オ) 中遠工業用水道	56か所		0か所	56か所
(カ) 西遠工業用水道	84か所	△	3か所	81か所
(キ) 湖西工業用水道	22か所	△	1か所	21か所
4 建設改良事業	2,464,000千円	△	129,500千円	2,334,500千円
(ア) 柿田川工業用水道	43,151千円	△	10,000千円	33,151千円
(イ) 富士川工業用水道	39,136千円		12,000千円	51,136千円
(ウ) 東駿河湾工業用水道	816,379千円	△	206,000千円	610,379千円
(エ) 静清工業用水道	629,190千円		30,000千円	659,190千円
(オ) 中遠工業用水道	371,030千円		13,000千円	384,030千円
(カ) 西遠工業用水道	445,890千円		1,500千円	447,390千円
(キ) 湖西工業用水道	119,224千円		30,000千円	149,224千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 工業用水道事業収益	4,732,174千円	△ 43,350千円	4,688,824千円
第1項 営業収益	4,535,010千円	△ 62,682千円	4,472,328千円
第2項 営業外収益	159,001千円	16,302千円	175,303千円
第3項 特別利益	38,163千円	3,030千円	41,193千円
	支 出		
第1款 工業用水道事業費用	4,701,287千円	△ 51,614千円	4,649,673千円
第1項 営業費用	4,524,980千円	△ 55,432千円	4,469,548千円
第2項 営業外費用	172,627千円	3,818千円	176,445千円
第3項 特別損失	680千円	0千円	680千円

第4項 予 備 費 3,000千円 0千円 3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,766,594千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額208,968千円、減債積立金9,300千円、建設改良積立金330,436千円及び過年度分損益勘定留保資金4,217,890千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	1,960,826千円	△ 2,193千円	1,958,633千円
第1項 企業債	1,812,000千円	△ 61,000千円	1,751,000千円
第2項 国庫補助金	142,300千円	20,800千円	163,100千円
第3項 負担金	5,002千円	14,000千円	19,002千円
第4項 固定資産売却代金	1,524千円	7千円	1,531千円
第5項 補償金	0千円	24,000千円	24,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	6,881,323千円	△ 156,096千円	6,725,227千円
第1項 建設改良費	2,464,000千円	△ 129,500千円	2,334,500千円
第2項 固定資産取得費	7,149千円	0千円	7,149千円
第3項 投資	3,400,000千円	0千円	3,400,000千円
第4項 企業債償還金	1,010,174千円	△ 26,596千円	983,578千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費	千円 32,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。  ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。  償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
東駿河湾工業用水道建設費	377,000	又 は	以 内	
静清工業用水道建設費	544,000	証券発行		
中遠工業用水道建設費	337,000			
西遠工業用水道建設費	412,000			
湖西工業用水道建設費	110,000			
計	1,812,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費	千円 22,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。  ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。  償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
東駿河湾工業用水道建設費	328,000	又 は	以 内	
静清工業用水道建設費	544,000	証券発行		
中遠工業用水道建設費	337,000			
西遠工業用水道建設費	412,000			
湖西工業用水道建設費	108,000			
計	1,751,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(1) 職員給与費	595,898千円	588,938千円



## 令和元年度静岡県水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和元年度静岡県水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和元年度静岡県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	△	(補 正)	( 計 )
1 総 配 水 量	77,152,800m <sup>3</sup>	△	1,618,025m <sup>3</sup>	75,534,775m <sup>3</sup>
(ア) 駿 豆 水 道	12,114,600m <sup>3</sup>	△	1,081,193m <sup>3</sup>	11,033,407m <sup>3</sup>
(イ) 榛 南 水 道	5,563,200m <sup>3</sup>	△	128,362m <sup>3</sup>	5,434,838m <sup>3</sup>
(ウ) 遠 州 水 道	59,475,000m <sup>3</sup>	△	408,470m <sup>3</sup>	59,066,530m <sup>3</sup>
2 1 日 平 均 配 水 量	210,800m <sup>3</sup>	△	4,422m <sup>3</sup>	206,378m <sup>3</sup>
(ア) 駿 豆 水 道	33,100m <sup>3</sup>	△	2,954m <sup>3</sup>	30,146m <sup>3</sup>
(イ) 榛 南 水 道	15,200m <sup>3</sup>	△	351m <sup>3</sup>	14,849m <sup>3</sup>
(ウ) 遠 州 水 道	162,500m <sup>3</sup>	△	1,117m <sup>3</sup>	161,383m <sup>3</sup>
3 給 水 対 象 数	10市町		0市町	10市町
(ア) 駿 豆 水 道	3市町		0市町	3市町
(イ) 榛 南 水 道	2市		0市町	2市
(ウ) 遠 州 水 道	5市町		0市町	5市町
4 建 設 改 良 事 業	2,436,000千円	△	58,000千円	2,378,000千円
(ア) 駿 豆 水 道	301,029千円	△	27,000千円	274,029千円
(イ) 榛 南 水 道	464,060千円	△	8,000千円	456,060千円
(ウ) 遠 州 水 道	1,670,911千円	△	23,000千円	1,647,911千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 水道事業収益	7,015,000千円	17,826千円	7,032,826千円
第1項 営業収益	6,518,518千円	△ 25,627千円	6,492,891千円
第2項 営業外収益	496,482千円	43,453千円	539,935千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,167,765千円	37,107千円	6,204,872千円
第1項 営業費用	5,759,551千円	△ 84,893千円	5,674,658千円
第2項 営業外費用	405,214千円	122,000千円	527,214千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,045,597千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額205,474千円、減債積立金896,705千円、建設改良積立金310,135千円及び過年度分損益勘定留保資金5,633,283千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	604,000千円	43,191千円	647,191千円
第1項 企業債	492,000千円	△ 2,000千円	490,000千円
第2項 補助金	100,000千円	43,000千円	143,000千円
第3項 補償金	12,000千円	0千円	12,000千円
第4項 負担金	0千円	2,191千円	2,191千円
	支 出		
第1款 資本的支出	7,781,708千円	△ 88,920千円	7,692,788千円
第1項 建設改良費	2,436,000千円	△ 58,000千円	2,378,000千円
第2項 固定資産取得費	47,405千円	△ 20,000千円	27,405千円

第3項 投資	4,300,000千円		0千円	4,300,000千円
第4項 企業債償還金	979,303千円	△	10,920千円	968,383千円
第5項 補助金返還金	19,000千円		0千円	19,000千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駿豆水道建設費	千円 17,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
榛南水道建設費	196,000	又は	以 内	
遠州水道建設費	279,000	証券発行		
計	492,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
駿豆水道建設費 榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 15,000 196,000 279,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	490,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

(補 正 前) (補 正 後)

(1) 職 員 給 与 費 662,469千円 658,886千円

## 令和元年度静岡県地域振興整備事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和元年度静岡県地域振興整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和元年度静岡県地域振興整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補 正 前)	(補 正)	( 計 )
1	開発整備用 土地取得	取得面積 57,000㎡	1,000㎡	58,000㎡
2	開発整備	開発面積 184,810㎡	△ 6,805㎡	178,005㎡
3	開発土地供給	供給面積 154,807㎡	△ 68,771㎡	86,036㎡

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 開発整備事業収益	3,144,055千円	△ 1,147,591千円	1,996,464千円
第1項 営業収益	3,143,202千円	△ 1,169,033千円	1,974,169千円
第2項 営業外収益	853千円	△ 243千円	610千円
第3項 特別利益	0千円	21,685千円	21,685千円
	支 出		
第1款 開発整備事業費用	2,654,620千円	△ 983,230千円	1,671,390千円
第1項 営業費用	2,552,086千円	△ 929,696千円	1,622,390千円
第2項 営業外費用	99,534千円	△ 53,534千円	46,000千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次の

とおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額66,423千円は、過年度分損益勘定留保資金66,423千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	1,797,945千円	△ 497,945千円	1,300,000千円
第1項 浜松坪井地区事業収入	8,000千円	△ 8,000千円	0千円
第2項 藤枝高田地区事業収入	489,945千円	10,055千円	500,000千円
第3項 富士大淵地区事業収入	800,000千円	0千円	800,000千円
第4項 新規用地事業収入	500,000千円	△ 500,000千円	0千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,379,716千円	△ 3,013,293千円	1,366,423千円
第1項 建設改良費	1,879,716千円	△ 513,293千円	1,366,423千円
第2項 投 資	2,500,000千円	△ 2,500,000千円	0千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第6条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職 員 給 与 費	139,770千円	133,754千円

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第7条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

(補 正 前)			
	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	開 発 整 備 用 土 地	57,000㎡
(補 正 後)			
	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	開 発 整 備 用 土 地	58,000㎡

## 令和元年度静岡県立静岡がんセンター事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和元年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第 2 条 令和元年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	( 計 )
1 事 業 計 画			
(1) 病 床 数	607床	0床	607床
一 般 病 床	607床	0床	607床
(2) 患 者 数			
年 間 延 患 者 数	498,597人	4,433人	503,030人
外 来 患 者	296,430人	5,042人	301,472人
入 院 患 者	202,167人	△ 609人	201,558人
1 日 平 均 患 者 数	1,782人	15人	1,797人
外 来 患 者	1,230人	16人	1,246人
入 院 患 者	552人	△ 1人	551人
2 建 設 計 画			
(1) 建 設 改 良 工 事	144,901千円	440,315千円	585,216千円
(2) 器 械 器 具 及 び 備 品 購 入	1,849,344千円	△ 346,083千円	1,503,261千円

(収益的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収	入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	34,975,981千円	2,502,781千円	37,478,762千円

第1項 医業収益	27,504,837千円		2,607,987千円	30,112,824千円
第2項 医業外収益	7,466,144千円	△	106,961千円	7,359,183千円
第3項 特別利益	5,000千円		1,755千円	6,755千円
第2款 研究所事業収益	719,522千円	△	140,408千円	579,114千円
第1項 研究所収益	719,522千円	△	140,408千円	579,114千円
	支 出			
第1款 病院事業費用	34,999,780千円		2,472,772千円	37,472,552千円
第1項 医業費用	33,600,013千円		2,435,378千円	36,035,391千円
第2項 医業外費用	1,394,767千円	△	28,422千円	1,366,345千円
第3項 特別損失	5,000千円		65,816千円	70,816千円
第2款 研究所事業費用	914,593千円	△	111,572千円	803,021千円
第1項 研究所費用	914,593千円	△	148,470千円	766,123千円
第2項 特別損失	0千円		36,898千円	36,898千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書をおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,880,313千円は、過年度分損益勘定留保資金3,880,313千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 病院資本的収入	3,740,029千円	158,470千円	3,898,499千円
第1項 企業債	1,786,000千円	125,000千円	1,911,000千円
第2項 基金繰入金	1,000千円	0千円	1,000千円
第3項 受託金	53,029千円	0千円	53,029千円
第4項 投資有価証券償還金	1,900,000千円	0千円	1,900,000千円
第5項 補助金	0千円	3,470千円	3,470千円
第6項 寄附金	0千円	30,000千円	30,000千円



第2款 研究所資本的収入	332,909千円	△	34,855千円	298,054千円
第1項 企業債	69,000千円		47,000千円	116,000千円
第2項 他会計負担金	50,400千円	△	49,455千円	945千円
第3項 受託金	32,400千円	△	32,400千円	0千円
第4項 出資金	181,109千円		0千円	181,109千円
	支 出			
第1款 病院資本的支出	7,674,174千円		104,637千円	7,778,811千円
第1項 建設改良費	1,842,445千円		129,087千円	1,971,532千円
第2項 企業債償還金	3,765,034千円		0千円	3,765,034千円
第3項 投資	2,000,000千円		0千円	2,000,000千円
第4項 長期貸付金	64,800千円	△	54,450千円	10,350千円
第5項 敷金・保証金	1,895千円		0千円	1,895千円
第6項 積立金	0千円		30,000千円	30,000千円
第2款 研究所資本的支出	332,910千円	△	34,855千円	298,055千円
第1項 建設改良費	151,800千円	△	34,855千円	116,945千円
第2項 企業債償還金	181,110千円		0千円	181,110千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費	千円 1,781,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター整備費	5,000	又 は	以 内	
静岡がんセンター研究所整備費	69,000	証券発行		
計	1,855,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費	千円 1,769,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター整備費	142,000	又 は	以 内	
静岡がんセンター研究所整備費	116,000	証券発行		
計	2,027,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(1) 職員給与費	12,776,263千円	12,968,707千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条に定めた収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額563,204千円を505,284千円と改める。

(棚卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条に定めた棚卸資産購入限度額13,856,726千円を16,002,959千円と改める。

## 令和元年度静岡県流域下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和元年度静岡県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和元年度静岡県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)	( 計 )
1 年間総処理水量	30,093,000m <sup>3</sup>		0m <sup>3</sup>	30,093,000m <sup>3</sup>
(ア) 狩野川東部流域下水道	11,480,000m <sup>3</sup>		0m <sup>3</sup>	11,480,000m <sup>3</sup>
(イ) 狩野川西部流域下水道	18,613,000m <sup>3</sup>		0m <sup>3</sup>	18,613,000m <sup>3</sup>
2 1日平均処理水量	82,447m <sup>3</sup>		0m <sup>3</sup>	82,447m <sup>3</sup>
(ア) 狩野川東部流域下水道	31,452m <sup>3</sup>		0m <sup>3</sup>	31,452m <sup>3</sup>
(イ) 狩野川西部流域下水道	50,995m <sup>3</sup>		0m <sup>3</sup>	50,995m <sup>3</sup>
3 流域関連市町数	8市町		0市町	8市町
(ア) 狩野川東部流域下水道	3市町		0市町	3市町
(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町		0市町	5市町
4 建設改良事業	930,306千円	△	32,286千円	898,020千円
(ア) 狩野川東部流域下水道	119,597千円	△	16,607千円	102,990千円
(イ) 狩野川西部流域下水道	810,709千円	△	15,679千円	795,030千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	( 計 )
	収		入	
第1款 流域下水道事業収益	5,522,286千円	△	42,059千円	5,480,227千円
第1項 営業収益	2,837,543千円		10,492千円	2,848,035千円

第2項 営業外収益	2,684,743千円	△	52,551千円	2,632,192千円
	支 出			
第1款 流域下水道事業費用	5,114,000千円	△	169,892千円	4,944,108千円
第1項 営業費用	4,810,160千円	△	235,676千円	4,574,484千円
第2項 営業外費用	291,814千円		65,784千円	357,598千円
第3項 特別損失	9,624千円		0千円	9,624千円
第4項 予備費	2,402千円		0千円	2,402千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額802,894千円は、当年度分損益勘定留保資金477,990千円、当年度利益剰余金処分量324,904千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	1,199,882千円	66,807千円	1,266,689千円
第1項 企業債	204,000千円	△ 21,000千円	183,000千円
第2項 借入金	2,526千円	3,981千円	6,507千円
第3項 出資金	30,576千円	98,553千円	129,129千円
第4項 国庫補助金	553,124千円	0千円	553,124千円
第5項 負担金	290,156千円	△ 15,267千円	274,889千円
第6項 雑収入	119,500千円	540千円	120,040千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,187,000千円	△ 117,417千円	2,069,583千円
第1項 建設改良費	930,306千円	△ 32,286千円	898,020千円
第2項 固定資産取得費	3,835千円	0千円	3,835千円
第3項 企業債償還金	1,118,677千円	1千円	1,118,678千円
第4項 借入金償還金	134,182千円	△ 85,492千円	48,690千円

第5項 国庫補助金返還金

0千円

360千円

360千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費	千円 30,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
狩野川西部流域下水道建設費	174,000	又 は 証券発行	以 内	
計	204,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 21,000 162,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。  ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。  償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	183,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

(補 正 前)                      (補 正 後)

(1) 職 員 給 与 費                      167,329千円                      178,093千円